

令和8年度「Made in 新潟 新商品調達制度」新事業分野開拓事業者の募集

令和8年度「Made in 新潟 新商品調達制度」新事業分野開拓事業者を下記のとおり募集します。

この制度は、新商品の生産又は提供により新たな事業分野の開拓を図る県内の事業者を知事が認定し、新商品の調達機会の拡大を図ることにより、事業者の販路開拓を支援するものです。

知事が新事業分野開拓事業者に認定した事業者の生産・提供する新商品については、県の機関が随意契約により調達することが可能となります。また、調達した新商品の使用評価を当該事業者に提供します。

※ 本募集案内中の「商品」とは、物品及び役務（サービス）をいいます。また、下記3の認定基準を満たす商品を「新商品」といいます。

※ 本募集案内中の「調達」とは、物品を購入（借入れを含む）すること及び役務の提供を受けることをいいます。なお、認定をもって県による調達が確実に行われるものではありません。

記

1 認定を受けようとする事業者の要件

県内に事業所を有する中小企業者又は地域中核企業（※）等であって、次に掲げるいずれかの物品を県内で生産する者又は役務（サービス）を県内で提供する者

①	県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する商品
②	新潟県又は公益財団法人にいがた産業創造機構の補助金又は融資制度等を活用するなど、県又は公益財団法人にいがた産業創造機構の支援を受けている商品
③	国又は県内市町村の補助金又は融資制度等を活用するなど、国又は県内市町村の支援を受けている商品
④	県が設置している試験研究機関又は財団法人新潟県建設技術センターが関与し、開発又は事業化した商品
⑤	上記以外の公的機関が関与し、開発又は事業化した商品
⑥	県内に本店を置く企業が取得した特許権又は意匠権に基づいて開発又は事業化した商品

※ 地域中核企業

地域におけるサプライチェーンの中核として県内に協力企業を多く抱える企業をいい、直近3決算期のいずれかの期において県内企業への部材等発注額が1億円以上あることが必要です。また、地域中核企業にあっては、上記①～⑥のいずれかに該当するほか、原材料・部材等の調達、加工外注等、県内企業5社以上に発注することにより生産又は提供する商品であることが必要です。

2 対象となる商品

県の機関において使途が見込まれ、販売を開始してから概ね5年以内の商品（ただし、医薬品を除く。）

3 認定基準

- ① 県の機関で使途が見込まれる商品
- ② すでに企業化されている商品とは別個の範疇に属するもの又は同一の範疇に属するものであっても既存商品とは著しく異なる使用価値を有するもの
- ③ 新商品が技術の高度化若しくは経営能力の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- ④ 販売を開始してから概ね5年以内のもの
- ⑤ 生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なもの
- ⑥ 実施計画が公序良俗に反しないこと
- ⑦ 実施計画が関係法令に違反しないこと
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと

4 募集期間

令和8年8月26日から令和8年10月21日（水）まで

5 提出書類等及び提出方法

（1）提出書類等

以下に記載する書類等をご提出ください。

- ① 認定申請書
- ② 新商品の生産又は提供による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画）
- ③ 誓約書
- ④ 直近2営業期間の決算書の写し
- ⑤ 商品の概要に関する資料
- ⑥ 認定を受けようとする事業者の要件に該当することを証明する書類

（2）提出方法

下記提出先に原則メールにてご提出ください。

認定申請書及び実施計画の様式は、新潟県産業労働部ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/2026madein.html>)

6 審査

庁内に設置する新商品認定委員会において、認定基準の適合性について審査します。

7 公表

認定した事業者、新商品の概要等を県のホームページ等で公表します。

8 注意事項

審査についての個別の問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

<提出先・問い合わせ先>

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部

産業政策課 予算係 田中

TEL : 025-280-5233 FAX : 025-285-3783

E-mail : ngt050010@pref.niigata.lg.jp